

<別紙1>

介護老人保健施設きりん（短期入所療養介護）重要事項説明書
（令和5年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設きりん
- ・開設年月日 平成6年6月20日
- ・所在地 佐賀市金立町大字薬師丸1274-1
- ・電話番号 0952-98-0120 ・ファックス番号 0952-98-2224
- ・管理者名 施設長 木下 竜太郎
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

その利用者が、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 運営方針

- ① 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- ② 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努めるものとする。
- ③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	
・医 師	1 以上			
・看護職員	8 以上		1 以上	
・薬剤師		1 以上		
・介護職員	19 以上		2 以上	
・支援相談員	1 以上			
・理学療法士	2 以上			
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1 以上			
・介護支援専門員	1 以上			
・事務職員	2 以上	1 以上		必要に応じて若干名配置
・調理員等	5 以上	3 以上		必要に応じて若干名配置

(4) 入所定員等 ・定員 80名（うち認知症専門棟 40名）

- ・療養室 個室 16室、2人室 4室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 17時30分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が希望する追加メニューの提供（牛乳、卵、納豆など）
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ 運動会、秋祭り、誕生会等、各種レクリエーション
- ⑬ その他
 - *これらのサービスのなかには、別途料金や実費をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 横須賀病院
 - ・住 所 佐賀市巨勢町大字高尾 324 番地 15
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 木下歯科医院
 - ・住 所 佐賀市久保泉町上和泉 2232-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来訪・面会	家族等の面会時間は特に指定はしませんので、支障の無い限りできるだけ頻繁にお願いします。但し防犯上、21時に施錠しますので21時以降の場合はご連絡ください。また面会時には必ず面会簿への記入をお願いします。
居室・備品・器具等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒については、医師へご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者に迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品の管理は自己管理となっております。
現金の管理	当施設利用中は特に現金は必要ありませんので、多額の現金持込みはご遠慮下さい。紛失等あった場合、当方では責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動 営利活動	施設内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。これにより他利用者等から苦情があった場合、退所していただくこともあります。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み、飼育は要相談。

5. 非常災害対策

災害者時の対応	別途定める「介護老人保健施設きりん消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設きりん消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した法定防災訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯等 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画	佐賀北部消防署への届出日 平成6年6月15日(令和4年4月改定) 防火管理者 馬渡雅大

6. 要望及び苦情等の相談

- 利用者、利用者家族または身元引受人は、当施設が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口にて問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について甲に文書で報告します。
- 等施設は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。